

仕 様 書

委託名 大元駅東西広場清掃業務委託

1. 委託業務の概要

(1) 岡山市（以下「甲」という）は、機能及び美観の保持を目的として、清掃作業（以下「作業」という）を、業務受託者（以下「乙」という）に委託するものである。

2. 業務の目的

大元駅東西広場の日常清掃を主たる任務とし、品質良好な材料・器材を使用し快適な環境を維持すること。

3. 委託業務の内容

- (1) 履行場所は、別紙清掃区域図のとおりとする。
- (2) 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 履行場所の作業は1日1回以上毎日実施することとし、指定場所の状況により適切な時間に作業を実施することとする。
- (4) 作業の範囲は、歩車道の清掃並びに簡単な除草とする。
- (5) 作業は、ほうき等を使用し、人力による路面の掃き出し及び粗大塵埃除去のほか、不燃物の除去などの清掃を行うこととする。
- (7) 作業は、主として人力により行うこととするが、必要により機械作業を行うこととする。
- (8) 大元駅東西広場内トイレについて
 - ア トイレ内の清掃は、1日に1回以上の頻度で行うこと。
 - イ 便器、洗面台、鏡等は、洗剤等により清掃し、常に清潔な状態を保つこと。
 - ウ 便器、洗面台等の器具の作動状態を確認すること。不具合がある場合には、可能な範囲で応急処置を行い、速やかに状況を報告すること。
 - エ 便器及び排水管につまった汚物は、除去すること。ただし、バキューム車等を使用しないと除去できない場合は、すみやかに甲に連絡するものとする。
 - オ 床は水洗いし、床面にたまった水は排水すること。
 - カ 汚物容器は、中の汚物処理及び容器の清掃、消毒をすること。
 - キ トイレットペーパーは、利用者に支障のないよう補充すること。
 - ケ 壁、間仕切りは、毎月1回以上、洗剤等を使用し、清掃すること。

4. 委託業務の位置

岡山市北区大元駅前・西古松二丁目地内（別紙図面のとおりに）

5. 作業数量

作業数量は、下記のとおりとする。

(1) 大元駅東口広場

車道 920 m²

歩道 1,980 m²

(2) 大元駅西口広場

車道 800 m²

歩道 1,500 m²

合計 車道 1,720 m²

歩道 3,480 m²

6. 注意事項

作業に当たっては、下記に注意するものとする。

- (1) 通行者及び作業員の安全確保に十分配慮すること。
- (2) 歩行者を始めとする第三者に迷惑を及ぼさないよう十分注意するとともに事故などトラブルが発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- (3) 乙は作業中関係官公署その他と十分協議し、作業の円滑な業務に努めること。また、関係官公署より意見をうけた時は、滞りなくその旨を甲に申し出て指示を受けること。
- (4) 乙は作業を行うに当たり、混雑する時間帯を避けて作業を行わなければならない。
- (5) 乙は作業中路面などの異常に気が付いた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- (6) 作業に際しては、塵埃・土砂等が集水桝・側溝・排水管などに落ち込まないように細心の注意を払うこととし、落ち込んだ場合にはすべてを収集することとする。

7. 写真撮影

- (1) 写真は原則としてサービス版とし、色彩はカラーとする。
- (2) 記録写真の撮影は原則として、次の(1)～(4)のとおりとする。
 - ①着手前の状況写真
 - ②作業状況の確認写真

③使用材料等の写真

④作業完了後の状況写真

8. 作業の報告

(1) 乙は、毎月の作業内容について、所定の完了届のほか、業務内容のわかる記録写真に日時・地点等の標示を入れて作業月報とともに翌月5日までに甲に提出するものとする。ただし、3月については当月末までに提出するものとする。

9. その他

- (1) 作業が完了したにもかかわらず、路面に塵埃・土砂等が残っているときは、甲は乙に作業のやり直しを指示することができる。
- (2) 上記の作業のやり直しに係る費用は、すべて乙の負担とする。
- (3) 本業務に必要な消耗品（洗剤、トイレットペーパー等）の費用は直接物品費に見込んでいる。
- (4) この仕様書に定めのない事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

清掃作業基準表

大元駅東西広場内トイレ

作業区域	作業場所	作業内容	材質	作業頻度	備考
トイレ	床面	掃き清掃	磁器質タイル	1回/日	
		水洗い清掃	磁器質タイル	1回/日	
	便器	清掃		1回/日	
	洗面台、鏡等	清掃		1回/日	
	便器、洗面台等	作動確認		1回/日	
	汚物処理	清掃		1回/日	
	汚物容器	清掃		1回/日	
	トイレットペーパー	補充		1回/日	
壁、間仕切り	清掃		1回/月		

※ 作業頻度は、最低限度を示しており、数値以上を実施すること。